

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について（令和2年5月29日保医発0529第4号）

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 (略) 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>294</u> 点 b 複雑なもの <u>545</u> 点 ロ 5分の4冠 <u>685</u> 点 ハ 全部金属冠 <u>862</u> 点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>200</u> 点 b 複雑なもの <u>399</u> 点 ロ 4分の3冠 <u>492</u> 点 ハ 5分の4冠 <u>492</u> 点 ニ 全部金属冠 <u>617</u> 点 4～5 (略) M011 レジン前装金属冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 <u>769</u> 点 2 (略) M015～M016-3 (略)	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 (略) 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 320点 b 複雑なもの 592点 ロ 5分の4冠 745点 ハ 全部金属冠 937点 (2) 小白歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 218点 b 複雑なもの 433点 ロ 4分の3冠 535点 ハ 5分の4冠 535点 ニ 全部金属冠 671点 4～5 (略) M011 レジン前装金属冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 835点 2 (略) M015～M016-3 (略)

<p>M017 ポンティック（1歯につき）</p> <p>1 鋳造ポンティック</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）</p> <p>イ 大白歯 <u>993</u>点</p> <p>ロ 小白歯 <u>748</u>点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 レジン前装金属ポンティック</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合</p> <p>イ 前歯 <u>597</u>点</p> <p>ロ 小白歯 <u>748</u>点</p> <p>ハ 大白歯 <u>993</u>点</p> <p>(2) (略)</p>	<p>M017 ポンティック（1歯につき）</p> <p>1 鋳造ポンティック</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）</p> <p>イ 大白歯 1,079点</p> <p>ロ 小白歯 812点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 レジン前装金属ポンティック</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合</p> <p>イ 前歯 648点</p> <p>ロ 小白歯 812点</p> <p>ハ 大白歯 1,079点</p> <p>(2) (略)</p>
<p>M017-2～M019 (略)</p>	<p>M017-2～M019 (略)</p>
<p>M020 鋳造鉤（1個につき）</p> <p>1 14カラット金合金</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 金銀パラジウム合金（金12%以上）</p> <p>(1) 双子鉤</p> <p>イ 大・小白歯 <u>794</u>点</p> <p>ロ 犬歯・小白歯 <u>621</u>点</p> <p>(2) 二腕鉤（レストつき）</p> <p>イ 大白歯 <u>545</u>点</p> <p>ロ 犬歯・小白歯 <u>474</u>点</p> <p>ハ 前歯（切歯） <u>440</u>点</p> <p>3 (略)</p>	<p>M020 鋳造鉤（1個につき）</p> <p>1 14カラット金合金</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 金銀パラジウム合金（金12%以上）</p> <p>(1) 双子鉤</p> <p>イ 大・小白歯 862点</p> <p>ロ 犬歯・小白歯 675点</p> <p>(2) 二腕鉤（レストつき）</p> <p>イ 大白歯 592点</p> <p>ロ 犬歯・小白歯 515点</p> <p>ハ 前歯（切歯） 478点</p> <p>3 (略)</p>
<p>M021 (略)</p>	<p>M021 (略)</p>
<p>M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）</p> <p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>220</u>点</p>	<p>M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）</p> <p>1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 239点</p>

(2) 犬歯・小臼歯	237 点	(2) 犬歯・小臼歯	257 点
(3) 大臼歯	272 点	(3) 大臼歯	296 点
2 (略)		2 (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,273 点	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,383 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	